

令和3年度

# 「造形芸術活動支援事業」

## 利用の手引き（申請期間延長分）

公益財団法人兵庫県芸術文化協会では、県内在住または県内に活動拠点を有するプロのアーティストが、県内で開催した展覧会を会場外からも鑑賞できるようにオンラインギャラリーで公開する場合、それに要する経費の一部を助成します。

申請受付期間：令和4年1月31日（月）

※申請期間外に到着したものは、受付しません。

※助成金支払決定額が予算に達し次第締め切ります。

※申請内容を総合的に考慮したうえで、先着順に採択を行います。

対 象：令和3年10月5日～令和4年3月31日に実施完了する事業

○メールまたは郵送で受け付けます。

○事業実施前に申請してください。

### <目 次>

- 1 事業の内容……………1
- 2 申請から助成金支払いまでの手続き……4
- 3 申請書等の様式、記入例……………7

公益財団法人兵庫県芸術文化協会

令和3年12月24日改定版

# 1 事業の内容

## (1) 事業の趣旨

県内在住又は県内に活動拠点を有し、プロとして一定の芸術文化活動の経歴を有する個人又はグループ・団体が、兵庫県内で開催する展覧会を会場外からも鑑賞できるように、オンラインギャラリーでの公開に必要な経費の一部を助成することにより、新しい作品発表の取り組みとして芸術文化団体等の活動の活性化を図るとともに、広く県民に芸術文化鑑賞の機会を提供し、県内全体における芸術文化の振興を目指します。

## (2) 助成対象となる事業実施期間

令和3年10月5日～令和4年3月31日（完了すること）

## (3) 助成対象者

下記の要件をすべて満たす個人又はグループ・団体

- 造形芸術の分野で活動していること
- 県内在住又は県内に芸術文化活動の拠点を有していること  
年度当初から事業終了までの間、代表者又は団体事務局の住所が県内であること。  
グループ又は団体の場合は、申請時において構成員の半数以上が県内在住又は県内に芸術文化活動の拠点を有していること
- プロとして県内で一定の芸術・文化活動の経歴を有していること  
年度当初において過去1年以上継続して、プロフェッショナルとして芸術文化活動を行っていること

※複数の出品者で行う事業は、共催ではなくグループ又は団体として申請してください。

※原則1対象者につき1事業を限度とします。

異なるグループ又は団体であっても、構成員の半数以上が重複する申請はできません。

### ■対象とならない者（構成員の半数以上が該当する場合も含む）

- 1) 地方公共団体
- 2) 民法第33条に該当する法人等のうち、国、県、市町からの50%以上の出捐により設立された団体
- 3) 国又は上記1)、2)（以下、「行政機関等」という。）から事務局職員等の人的支援を受けている団体
- 4) 営利を目的とする個人又はグループ・団体

#### (4) 助成対象となる事業

下記の要件をすべて満たす事業

- 助成対象者が自らの創作成果を発表する展覧会を、さらにオンラインギャラリー（360度動画やVR動画を活用したギャラリーツアー、アーティストによる作品解説動画等）により県民に3ヶ月以上無料で公開すること  
※ライブ配信（生配信）は事業の対象となりません。
- 展覧会の会場は、兵庫県内の概ね80㎡以上の施設であること
- 助成対象者は、オンラインギャラリーを県民が無料で鑑賞できるように自らのホームページやYouTubeで公開すること
- 協会がWEB上に整備するポータルサイト「ひょうごの造形芸術オンラインギャラリー」においてオンラインギャラリーの公開を承認すること

※事業実施にあたっては外出自粛等の状況を勘案しながら、密閉、密集、密接の状態を避け、感染防止予防策を講じるなど、感染拡大防止に留意してください。

#### ■対象とならない事業

- 1) 一般県民を対象とした実際の展覧会を開催していない事業
- 2) 行政機関等から支援を受ける事業（補助金、会場使用料等の減免を含む）
- 3) 芸術文化の振興に寄与しないとみなされる事業
- 4) 政治的・宗教的活動を目的としているとみなされる事業
- 5) 宣伝や営利を目的としているとみなされる事業
- 6) 暴力行為、迷惑行為のおそれのある事業
- 7) 第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害する事業
- 8) その他助成にふさわしくない事業

#### 《対象となる具体的な事業内容》

対 象	<p>以下の分野において展覧会を開催し、オンラインギャラリーとして発信する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○美術展示（絵画、彫刻、写真、書道等）</li> <li>○生活文化展示（いけばな、茶道、手工芸等）</li> </ul>
対 象 外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○兵庫県内において展覧会として開催されない事業</li> <li>○一般県民に公開されない事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインギャラリーの閲覧が一部の者のみに限られる事業</li> </ul> </li> <li>○他者（助成対象者以外。グループ又は団体の場合は構成員外）による事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者の展示作品を鑑賞させる鑑賞提供事業</li> <li>・作品を募る公募展</li> <li>・グループ又は団体の場合は、構成員以外の出品が全体の半数以上を占める事業</li> <li>・作品の販売を目的とした事業</li> </ul> </li> <li>○収益の寄付や募金を主目的として行われるチャリティ等の慈善事業 など</li> </ul>

**(5) 助成金の額**

1 事業あたり対象経費の1/2（千円未満切り捨て、上限額15万円）

**(6) 助成対象経費**

- 事業別の助成対象経費は、下表のとおりです。
- 助成対象経費にかかる消費税は対象経費に含まれます。（振込手数料は対象外）
- 助成対象経費に該当するかは、実施報告時提出の領収書等で確認します。

※領収書等で確認する事項

- 1) 支払者（助成申請者と同一名義に限る。ただし、グループの場合は構成員の名義も可）
- 2) 発行者
- 3) 発行日
- 4) 内容（単価、個数など）
- 5) 金額

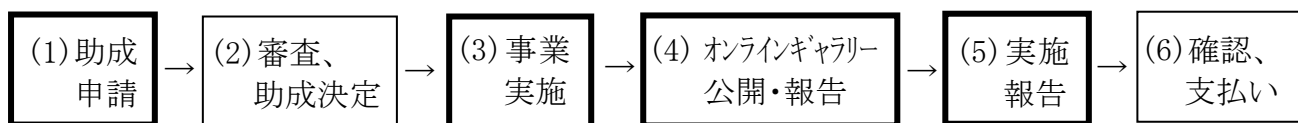
※領収書で上記1)～5)が確認できない場合は、領収書に加えて、納品書、請求書、明細書等、確認ができる書類を提出してください。

- 助成対象経費であっても、以下のものは対象外となります。
  - ・ 令和3年10月4日までに支払った経費及び、令和4年4月1日以降の経費

	A会場使用料	B設備使用料	C機材レンタル料	D使用料・賃借料	E撮影料・編集料	F委託料
対象	○展示会場の使用料 以下も対象 ・設営、撤去の時間帯 ・控室 ・道具置き場	左記「A会場使用」に付随する ○音響設備使用料 ○照明設備使用料	オンラインギャラリー配信に付随する ○ビデオカメラ、音響・照明機材レンタル料	○サーバー利用料 ○コンテンツ利用料	○動画編集ソフト、ホームページ作成ソフト、DVD・SDカード等の記録媒体等	○撮影・編集の専門業者への請託委託経費
対象外	・パーティー会場の使用料等	・会場案内等の看板使用製作料 ・消耗品(CD-R、乾電池など)	・申請団体又は構成員が所有する機材のレンタル料	・配信に付随しない使用料・賃借料 ・対象期間以外の使用料・賃借料	・1点あたり10万円を超えるもの	・申請団体構成員への委託費、謝金 ・専門業者(業者)でない者への委託費 ・作品運搬・飾付の委託費

## 2 申請から助成金支払いまでの手続き

《手続きの流れ》※太枠は助成対象者が行う手続き



### (1) 助成申請

#### ① 申請締切日：令和4年1月31日（月）

※申請内容を総合的に考慮したうえで、先着順で採択します。  
※事業実施前に申請

#### ② 提出方法：原則としてメールまたは郵送で提出してください。

※申請締切日前であっても助成金支払決定額が予算に達し次第締め切ります。

※内容の不備、提出書類の不足などの場合は、審査順が後になります。また、申請内容について別途調査させていただく場合があります。ご了承ください。

#### ③ 提出先・問い合わせ

公益財団法人兵庫県芸術文化協会 文化振興部 事業第2課  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3  
電話：078-321-2002（平日 9:00～12:00、13:00～17:30）  
FAX：078-321-2139  
メール：zokei@hyogo-arts.or.jp

#### ④ 提出書類

提出書類	団体	個人グループ
1) 事業実施申請書（様式1）	○	○
2) 収支予算書（別紙1）	○	○
3) 申請者概要（様式1-2）	○	○
4) 団体の規約、会則	○	—
5) 団体構成員の名簿 （住所地(市町名)の記載も必ず含む(番地等不要)）	○	—

### (2) 審査、助成決定

審査の結果、予算の範囲内で、助成金を支払う申請者に「実施決定について（様式2）」により決定を通知します。

### (3) 事業実施

#### ① 事業内容の変更・中止等について

事業内容の変更等が生じたときは速やかにご連絡ください。

- ・事業内容の変更
- ・事業中止、助成対象事業ではなくなった場合（市から補助を受ける場合など）

※オンラインギャラリーを公開しなかった場合又は協会のポータルサイト「ひょうごの造形芸術オンラインギャラリー」で公開することを承認しなかった場合、助成金の支払いはできません。

## ② 当該助成事業である旨の表記について

必ず「助成事業である旨」を映像内に表示してください。

(表示例) 令和3年度造形芸術活動支援事業(公益財団法人兵庫県芸術文化協会)

## (4) オンラインギャラリーの公開及び報告

オンラインギャラリーをWEB上で公開後、速やかに次の書類等を協会に提出してください。協会はその内容を確認の上、「ひょうごの造形芸術オンラインギャラリー」で公開します。

### 1) オンラインギャラリー説明書兼確認書(様式3)

- ・オンラインギャラリーをアップしたサーバーからのリンク
- ・オンラインギャラリーのタイトル、主催者、説明文

### 2) オンラインギャラリーのサムネイル画像

※サムネイル画像の送付は「Firestorage」「GigaFile便」等のオンラインストレージサービスをご利用ください。解像度1280ピクセル×720ピクセル(最小幅が640ピクセル)とし、画像ファイル形式はJPG、GIF、PNG等とします。また、サイズは2MB以下とし、アスペクト比は可能な限り16:9でお願いします。

## (5) 実施報告

事業完了後30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。なお、書類の提出期限は、助成金支払決定通知書をお送りする際にあわせてお知らせします。

### 1) 事業実施報告書(様式4)

### 2) 収支決算書(別紙2)

### 3) 助成対象経費にかかる領収書、明細書等(写し)

### 4) 展覧会を実施したことがわかる資料(展覧会のチラシや出品目録等)

### 5) 助成金請求書(様式5)・助成金振込口座申出書(別紙3)

※実施内容についての詳細を確認させていただく場合がありますので、助成事業の関係書類はすべて大切に保管しておいてください。

## (6) 確認、支払い

実施報告内容を確認し、助成金支払いの可否及び助成金額を確定したのち、ご指定口座へ振込手続きを行います。

※助成金支払い完了後も、オンラインギャラリーをWEB上から削除しないでください。

申請内容に虚偽があった場合や、実施報告の結果、助成要件に該当しないことが判明した場合には、助成金支払決定を取り消す場合があります。

(例1) オンラインギャラリーについて、撮影ポイントが少ない場合や、再生時間が短い場合

(例2) オンラインギャラリーの映像内に「助成事業である旨」を表示していない場合 など

(表示例) 令和3年度造形芸術活動支援事業(公益財団法人兵庫県芸術文化協会)

よくあるご質問

- Q. 申請後、不採択であった場合も通知はありますか。
- A. 採択の場合のみ、助成金支払決定通知書をお送りします。
- Q. 美術展示で会員以外の作品出展の360度動画のオンラインギャラリーの作成を予定していますが、助成対象となりますか。
- A. 申請団体構成員の創作活動を発表する事業が助成対象となりますので、外部から招いたり募ったりする作品が、全体の半分以上を占める場合は、助成対象となりません。公募展も助成対象となりません。
- Q. 本事業の対象となる「オンラインギャラリー」にはどのようなものがありますか。
- A. 下記のようなコンテンツが対象となります。
- ・360度カメラで撮影した、画面をドラックすることで展覧会を見渡せるだけではなく、床面にある白いアイコンに触ることで視点を移動でき、実際に展覧会を歩いているように体感できるギャラリーツアー
  - ・アーティストによる展覧会場における作品解説動画 など
- Q. 本事業の対象となる「オンラインギャラリー」にはどのようなものがありますか。
- A. 下記のようなコンテンツが対象となります。
- ・360度カメラで撮影した、画面をドラックすることで展覧会を見渡せるだけではなく、床面にある白いアイコンに触ることで視点を移動でき、実際に展覧会を歩いているように体感できるギャラリーツアー
  - ・アーティストによる展覧会場における作品解説動画 など
- Q. インスタグラムでの配信は対象となりますか。
- A. インスタグラムの動画も対象となります。ただし「公開」が必要です。
- Q. 「オンラインギャラリー」の再生時間に制限がありますか。
- A. YouTubeやInstagramがプラットフォームとなる動画（ファイル形式がMP4等）の場合、再生時間は5分以上としてください。
- Q. 「オンラインギャラリー」の映像内に必ず表示しなければならない事項には、どのようなものがありますか。
- A. 展覧会名及び主催者名、会場名、展覧会の期間、そして当事業の名称「令和3年度造形芸術活動支援事業（公益財団法人兵庫県芸術文化協会）」を必ず表示してください。
- Q. 展示室に付随する控室や倉庫の使用料も助成対象経費になりますか。
- A. 控室や倉庫を、展示の目的に展示会場とあわせて使用している場合は、会場使用料として助成対象となります。ただし、表彰式会場は対象外となります。
- Q. 作品の運搬費や展示作業費等は助成対象経費になりますか。
- A. 対象外となります。
- Q. 作品を販売することを目的とした展覧会は助成対象となりますか。
- A. 対象外となります。

## 注意点

- 申請書等様式は、所定様式をご使用ください。
- 本名で申請してください。  
(芸名で活動されている場合は芸名をお書き添えください。(例：芸名〇〇〇〇))
- 申請書類は提出前にコピーをとり、保管されることをお勧めします。  
(いずれも、実施報告時等各種手続きに必要となります。)



### 3 申請書の様式、記入例

(様式1)

第 号  
令和 年 月 日

日付けは空けて  
ください。

公益財団法人 兵庫県芸術文化協会理事長 様

申請者 ひょうご〇〇美術家協会  
所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市〇〇町1-2-3  
代表者職・氏名 会長 兵庫 太郎  
電話 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

#### 令和3年度造形芸術活動支援事業実施申請書

みだしのことについて、下記により事業を実施したいので申請します。

#### 記

事業名	ひょうご〇〇美術家協会第32回美術展	
主催者	ひょうご〇〇美術家協会	
実施期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)～令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)	
発信期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)～令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)	
会場	△△ギャラリー(〇〇市)	
事業の趣旨・目的	ひょうご〇〇美術家協会会員による展覧会	
オンラインギャラリーの概要 及び公開予定サイト	360度カメラで撮影した上記展覧会のVRギャラリーをひょうご〇〇美術家協会のHP上で配信する。 <a href="https://〇〇.〇〇.〇〇.jp/〇〇〇/">https://〇〇.〇〇.〇〇.jp/〇〇〇/</a>	
事業実施により期待できる効果	展覧会を見逃した方々や、普段なかなか鑑賞いただけない兵庫県外の方々に鑑賞してもらえる。	
(公財)兵庫県芸術文化協会 助成申請額 ※収支予算書は別紙のとおり	85,000円	
担当者	申請者名等	兵庫 太郎
	担当者職氏名	事務局長 但馬 花子
	電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	FAX	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	Eメール	〇〇〇@〇〇〇.〇〇

3ヶ月以上発信  
してください。

提出書類は一式コピーし、  
控えとして保管してください。

(様式1-2)

令和3年度造形芸術活動支援事業申請者概要

申請者が個人の場合は申請者名(個人名)を

※申請者が個人の場合は、該当する項目のみ記入して下さい。

申請者(団体)名	(フリガナ) ヒョウゴ〇〇ビジュツカキョウカイ ひょうご〇〇美術家協会	
代表者	職名 会長	氏名 兵庫 太郎
主な活動拠点	ひょうご〇〇美術家協会事務所 〇〇市〇〇町1-2-3	
住所※		
主な芸術文化活動歴	平成27年10月	第27回美術展(会場:△△ギャラリー 〇〇市)
	平成28年10月	第28回美術展(会場:△△ギャラリー 〇〇市)
	平成29年10月	第29回美術展(会場:△△ギャラリー 〇〇市)
	平成30年10月	第30回記念美術展(会場:△△ギャラリー 〇〇市)
	令和元年10月	第31回美術展(会場:△△ギャラリー 〇〇市)
主な受賞歴 (芸術文化関係)	年 月	
	年 月	
	年 月	

※申請者が個人の場合、市町名まで記載。

団体の場合は、規約、会則及び団体構成員の名簿(住所(市町名)の記載があるもの(番地等不要))を提出。

団体に該当しないグループの場合は、代表者以外の構成員の氏名と住所(番地等不要)を以下に記載してください。

	氏名	主な活動拠点・住所	
1		主な活動拠点	市・町
		住所	市・町
2		主な活動拠点	市・町
		住所	市・町
3		主な活動拠点	市・町
		住所	市・町
4		主な活動拠点	市・町
		住所	市・町
5		主な活動拠点	市・町
		住所	市・町

計算間違いがないように  
に注意してください。

(別紙1)

収 支 予 算 書

(事業名： )  
(申請者： )  
(会場名： )

[収入]

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
(公財)兵庫県芸術文化 協会助成金予定額 ※助成金申請額を記入	100,000	※助成対象経費×1/2 (上限15万円(税込)) ※千円未満切り捨て
入場料収入	50,000	100円×250人 1,000円×25人
その他収入(広告料収 入、寄付金等)	50,000	協賛金20,000円(〇〇より) 広告料30,000円(▲▲より)
助成対象者負担金	50,000	団体自己負担金10,000円
収入合計	200,000	

会員の参加料、会費等は自己負担金に計上してください。

[支出]

同額となるように  
してください。

科 目	金 額	摘 要	
助成対象経費	会場使用料	50,000	ギャラリー使用料50,000円
	設備使用料	10,000	照明設備使用料10,000円
	機材レンタル料	0	
	使用料	9,000	レンタルサーバー利用料3,000円×3ヶ月
	撮影・編集料	10,000	SDカード代10,000円
	委託料	91,000	撮影業者委託費91,000円
	対象経費 計	170,000	
助成対象外経費	通信費	10,000	切手代 10,000 円
	印刷製本費	20,000	ハガキ印刷費 10,000 円 出品目録印刷費 10,000 円
	対象外経費 計	30,000	
支出合計	200,000		

注) 消費税は各項目で計算のうえ算入すること。